

三労基発 0807 第4号

令和7年8月7日



独立行政法人労働者健康安全機構

三重産業保健総合支援センター 所長 殿

三重労働局労働基準部長

(公印省略)

労働災害防止に向けた安全衛生活動の徹底について（緊急要請）

平素は、労働基準行政の推進につきまして、御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

三重県内においては、本年7月に「草刈り作業を行っていた作業員が重度の熱中症を発症」したほか、8月に入ってから数日の内に、「交通整理を行っていた警備員が重度の熱中症を発症」、「ドラグショベルが横転し、近くにいた作業員に激突して死亡」、「鉄塔の塗装作業を行っていた作業員が墜落し死亡」するなど、重篤な災害が相次いで発生しました。

労働災害を防止するためには、事業者はもとより、発注者、関係請負人、労働者等の一人一人が、労働災害防止のための基本ルールを守り、安全衛生活動を展開し、安全衛生行動を確実に実行することが重要です。

また、猛暑日が続いており、今後1か月の季節予報では、気温の高い状態が続くことが予想され、熱中症の予防対策に万全を期すことが必要です。

つきましては、貴殿におかれましては、死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動の標語である「**あせるな・いそぐな・おこたるな**」を事業者、請負人、労働者等、関係する全ての方々に徹底いただきますように、会員事業者等に対して周知啓発をいただきますよう要請いたします。